

第7号様式

外交・安全保障調査研究事業費補助金（総合事業・調査研究事業共用）

補助事業実績報告書

1. 基本情報					
事業分野	D. 領土・海洋をめぐる問題				
事業の名称	事業名：「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」				
	() 1年間（平成 年度） (o) 2年間（平成27年度～平成28年度）（うち2年目）				
責任機関	組織名	公益財団法人 日本国際フォーラム			
	代表者氏名 (法人の長など)	伊藤 憲一	役職名	会長	
	本部所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301			
	①事業代表者	フリガナ	イトウ ツヨシ		
		氏 名	伊藤 剛		
		所属部署	明治大学政治経済学部	役職名	教授
		所在地	〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1-1		
	②事務連絡担当者	フリガナ	ヤノ タクヤ		
		氏 名	矢野 卓也		
		所属部署	日本国際フォーラム	役職名	研究センター長
		所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂 2-17-12-1301		
	事業実施体制 本事業の人的体制は、「研究会」「事務局」から成る。 「研究会」は本事業の研究・調査を中心に行うグループであり、本事業の目的（下記、3.）を効果的かつ建設的に推進するため、主査およびメンバーには選りすぐりの専門家を配している。 「事務局」は、主に「研究会」メンバーとの連絡・調整や会議開催準備、会議録の作成といった調査研究のロジ的な支援、および外務省との連絡・調整を遂行する。 各グループの構成員およびそれぞれの役割分担等については以下のとおり。				

事業総括、グループリーダー、研究担当、渉外担当等の別	氏名	所属機関・部局・職	役割分担
【研究会】			
主査	伊藤 剛	明治大学教授	事業の統括、米国の外交政策
メンバー	浅野 亮	同志社大学教授	中国の政治・安全保障
	佐島 直子※	専修大学教授	アジア太平洋の政治・安全保障政策
	佐藤 孝一	桜美林大学教授	ASEAN 諸国の政治・安全保障
	庄司 智孝	防衛研究所主任研究官	ASEAN 諸国の政治・安全保障
	山田 吉彦	東海大学教授	アジア太平洋の国際政治
【事務局】			
(1) 事業推進室			
責任者	矢野 卓也	日本国際フォーラム研究センター長	事業の推進・指揮
補佐者	菊池 誉名	日本国際フォーラム主任研究員／東アジア共同体評議会事務局長	事業の調査研究に係る業務
同 上	高畑 洋平	日本国際フォーラム主任研究員／グローバル・フォーラム事務局長	事業の国際会議に係る業務
同 上	勝川 照夫	日本国際フォーラム研究員	事業の現場を補佐
同 上	田中 翔子	日本国際フォーラム研究助手	同 上
(2) 事業管理室			
責任者	渡辺 繭	日本国際フォーラム専務理事	事業を管理・指揮
会計顧問	治田 秀夫	公認会計士・税理士	経理について助言
総務・会計担当者	伊藤 将憲	日本国際フォーラム事務局長	総務・会計を担当

※2017年3月10日逝去

2. 事業の背景・目的・意義

【事業の目的・意義】

【背景】

中国は今や誰もが認める「大国」である。東南アジア諸国を平気で「小国」と発言し、アメリカとの関係を「新型大国間関係」と自称する背景には、「自分たちは大きい」という面子も垣間見られる。その中国が「中華民族の復興」を目指して進める対外的行動は、周辺国には「力による現状変更」として捉えられるものとなる。東アジア国際政治を語るときに、近年、リアリズム国際政治学がうまく適合するようになったのは、「力による現状変更」を抑止するためには、「力」で対抗する以外に方法がないという意識が生成されつつあることの現れである。これまで憲法9条の下で「戦わない自衛隊」と共存してきた日本としても、今後は「それではいざというときに対処できない」という焦燥感を持つに至った。

既存の国際秩序に対し「力による現状変更」を画策する中国と、既存の国際秩序を維持・発展させることを是とする日本は、今後とも、アジア太平洋地域のあるべき姿をめぐり競合することとなることが予想される。また、それに伴い東シナ海や南シナ海などにおける領土海洋問題も継続されるだろう。とはいえ、両国間で何か行き違いが生じて「red line」を超えないようにするためのメカニズムは必要となる。

そのような中、想起されるのは、2013年秋、中国が一方的に防空識別圏を設定し、日中関係ににわかに緊張が走った事態である。その際、次のような疑念が生じた。すなわち「なぜ日中間では、防空識別圏が設定されただけで二国間関係に緊張が走るのだろうか」と。たとえば、国境が地続きでつながっている欧州の場合、各国の防空識別圏が重複しているのはむしろ当然であり、それ自体がいささかも問題とはなっていない。なぜそのような違いが生れるのだろうか。

この場合、問われるべきは、いうまでもなく国境が陸地にあるか海洋にあるかではなく、隣国との信頼関係のあり方である。つまり欧州の例に倣って、アジア太平洋地域においても、各国の排他的経済水域、防空識別圏が重なったとしても、なおかつ各国間の信頼関係をいかに築いていくべきかを考える必要がある。平時より隣国との信頼醸成が心掛けられていれば、たとえ互いの領土海洋空間が多少重なっていてもさほど問題とはならないはずであり、また、また万一危機が発生したとしても一定の管理下に置くことができるメカニズムが機能するはずであるといえよう。

【目的】

本事業は、アジア太平洋地域の海洋安全保障問題において、各種の危機発生を抑止ないしは管理するメカニズムのあり方を探り、以て、かかるメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示することを目的とする。具体的には、当該地域の領土海洋問題について、（１）関係各国が実際に何を考えているかを明らかにすること、（２）米国、豪州等の同盟国および準同盟国の安全保障政策を視野に入れ、それらの国との協力関係の可能性を探ること、（３）近年、重要性を増しつつある歴史的側面に関する相互理解促進の手法を探ること、および（４）上記３点を踏まえた日本の対外政策のあり方を「外交力」と「ハードパワーの拡充」の二つの観点から明らかにすること、を目的とする。

（１）については、たとえば現在、中国は、現在、樺太と北海道の間の宗谷海峡の存在を重視しつつあり、また沖縄本島や八重山列島近海を通過するときに日本に事前通告を行っているが、このような中国の独自の「不文律」は、もとより国連海洋法条約のどこにも書かれていないにもかかわらず、たしかに中国が独自に自己規定している対外政策上の「ルール」である。このような不文律は、中国に限らず、関係各国がいずれも、程度・内容の差こそあれ保持しているものであり、それらへの理解は各種の危機発生を未然に防ぐ有効な手立てとなりうると考えられる。

（２）については、現在、アメリカの存在・影響力を考慮に入れずにアジア太平洋地域の国際関係を語ることはいかなることから、日本が当該地域における危機発生を抑止・管理において、いかに日米間で協力を

しうるか、その方途を探るものである。とくに従来のアメリカの対アジア政策には、相手に厳しく接する「封じ込め」と、その逆の「関与」との対抗軸が見られたところ、近年の米国の国力の変化をも踏まえつつ、「中国+日本=ゼロ」とされる米国の対アジア政策の変化の可能性についても考察したい。また、最近、南シナ海で日米豪が共同演習を行ったことに鑑み、オーストラリアの海洋安全保障政策についても明らかにしたい。

(3) については、一般に、領土海洋問題には、法的、歴史的、政治的な3つの側面が複合的に絡んでいるところ、とくに近年のアジア太平洋地域の領土海洋問題では、このうち歴史的側面が前面に出される傾向にあることに注目し、その現状改善のための方針を探るものとする。たとえば、韓国による竹島所有、中国による尖閣諸島領有権の正当化などは、日本の戦前に見られた帝国主義的政策批判と絢交ぜになって主張されているが、「歴史の和解」のためには加害者・被害者双方の努力が必要である。加害者による「謝罪」と、被害者による「赦し」との双方がないと、前者は「いつまで謝ればいいのか」という苛立ちが、後者は「いつになったら謝るのか」という猜疑心が継続する。したがって、その悪循環をいかに断ち切るかが問われるべきであろう。

(4) については、上記3点を踏まえつつ、日本の対外政策のあり方を探るものである。一方で、日本としても、今後ハードパワーの一定の拡充は重要となってくることが考えられる。外交力は、それを裏打ちするハードパワーがあって初めてその効果を発揮するからである。同時に、ハードパワー拡充に際して、それを理論的に正当化する外交力も必要となる。その意味で、一方における「外交力」と、他方における「ハードパワーの拡充」との双方を両立させる総合的な対外戦略を提示することにしたい。それは、日本であれ中国であれ、真の「大国」のあるべき姿を示すことになるだろう。「大国」とは、自分たちの意のままに国際政治を動かす国という意味でなく、国際社会全体における「負担」や「責任」も引き受ける（いわゆる「国際公共財」を提供する）ことであるからである。独りよがりの大国ぶりでは「follower」を形成することができない。リーダーシップは責任分担と表裏一体であるべきである。

なお、本事業は当フォーラムが、2013～2014年度にかけて実施した「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」プロジェクトの延長線上に位置づけられるものである。このプロジェクトは、2012年、日中国交正常化40周年という節目に際し、日中関係がこれまでにない悪化をみた状況を受けて、政府間では討議しにくいテーマに関し、関係国の有識者が率直な討議が可能となるようなトラック2レベルでの知的ネットワークを形成することを目的として実施され、その活動（往訪、招聘、国際シンポジウム開催等）をつうじて、アジア太平洋地域の34のシンクタンク等とのネットワーク関係を構築した。本事業では、その「ネットワーク」を十分に活用することで、これまでにない研究成果を提示することが期待される。

【意義】

本事業では、アジア太平洋地域における領土海洋問題を、法的、政治的側面のみならず、歴史的側面や各国の個別事情をも視野に入れて、複合的な問題として捉え、関係各国の有識者との協力を通じて領土海洋問題に関する調査、研究を重ね、以てトラック2レベルでの信頼醸成を行うものである。さらに政府レベルでは提起出来ないような解決措置などについても率直に討議を行い、その結果を政府およびそれぞれの国民に提示して、実際の政府レベルの交渉の一助とすることも視野においている。その際、上記プロジェクトで形成された「ネットワーク」が威力を発揮するものと期待されている。というのも、トラック2レベルでの信頼醸成によって、政府レベルでは提起困難な打開策などについても率直な討議が可能となるからである。本研究会は中国の海警やASEAN各国の海洋安全保障機関の関係者との交流も重視しており、それなりの手応えを感じている。領土海洋問題においては国別の独自の「不文律」が設定されていることが多いが、そのような「不文律」は、通りいっぺんの交流では確認され得ないものであり、それゆえに「ネットワーク」に期待される役割は大きい。

3. 事業の実施状況（2 ページ程度）

本事業の研究活動として、既述の事業実施体制において記載の「研究会」を組織し、「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」を全体テーマに、(1)「研究会」（主査、メンバー間の国内研究会合）、(2) 海外調査（海外シンクタンクや政府関係者を対象としたヒアリング・意見交換）、(3) 非公開の国際ワークショップおよび(4) 一般公開の国際シンポジウムを実施し、これら活動の成果を(5)『最終報告書』として取りまとめた。

具体的には以下のとおり。

(1) 「研究会」（国内研究会合）の実施

日本側メンバー間で、以下のとおり計3回の研究会合を、日本国際フォーラム「会議室」にて開催した。

回数／年月日	概要
第1回会合／2016年4月11日	主査、メンバー間で昨年度の研究活動の総括、浅野メンバー（台湾）による海外出張報告および2年度目の国際シンポジウム等について意見交換を実施した。
第2回会合／2016年6月6日	主査、メンバー間で2年度目の海外でのワークショップ、国際シンポジウムの開催および「政策提言」に関する意見交換を実施した。
第3回会合／2017年2月23日	主査、メンバー間で「最終報告書」および「政策提言」の作成に関する協議等を実施した。

(2) 海外調査

(イ) 米国・ホノルルでのヒアリング調査

面談者：ヴァージニア・ワトソン・アジア太平洋安全保障研究センター教授等

日 時：2016年11月11日（金）18時～20時

場 所：アジア太平洋安全保障研究センター（ホノルル）

概 要：当日は、伊藤主査、浅野、佐藤、ワトソン教授の3名が出席して、「米国側のドゥテルテ大統領の評価」「米比関係における日本の果たすべき役割」などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。

(ロ) 事務局等当フォーラム関係者によるヒアリング調査

面談者：・オン・ケン・ヨン南洋理工大学S. ラジャラトナム国際関係学院（RSIS）副院長、タン・シー・セン RSIS 教授

日 時：2017年2月12日（日）18:45～21:00

場 所：Marina Mandarin Singapore 内レストラン「Peach Blossom」

概 要：当フォーラム事務局員他1名をシンガポールに派遣し、当該テーマに関する現地の権威者を対象に、アジア太平洋地域の国際秩序のあり方、中国の海洋進出などについて、意見交換し、共通理解を深めた。

(3) 国際ワークショップ（非公開）

(イ) 第1回国際ワークショップ

日 時：2016年7月12日（火）10時～12時

場 所：明治大学グローバルフロント17階C6会議室

概 要：デビッド・ウォルトン西シドニー大学准教授、グエン・ティ・ラン・アン・ベトナム外交学院南シナ海研究所副所長、ヒクマハント・ジュワナ・インドネシア大学教授、ファン・カン・ミン・ハノイ国家大学人文社会科学院長、由冀・澳門大学教授、李永澍・明治大学ポスドク研究員、ヴァージニア・ワトソン・アジア太平洋安全保障センター教授の7名を含む、総勢16名が出席して、「中国の南シナ海政策」などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。

(ロ) 第2回国際ワークショップ

日 時：2016年7月28日（木）10時半～13時半

場 所：日本国際フォーラム「会議室」

概 要：朴鍵一・中国社会科学院アジア太平洋・グローバル戦略研究院院長補佐、鐘飛騰・中国社会科学院アジア太平洋・グローバル戦略研究院研究室主任および李成日・中国社会科学院アジア太平洋・グローバル戦略研究院助理研究員3名の来日の機会を捉えて、日本側より伊藤主査など

を含む、総勢7名が出席して、「最近の日中関係の現状」などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。

(ハ) 第3回国際ワークショップ

日 時：2016年10月26日（水）10時半～13時

場 所：日本国際フォーラム「会議室」

概 要：金永明・上海社会科学院中国海洋戦略研究センター主任の来日の機会を捉えて、日本側より伊藤主査、山田メンバー等を含む総勢8名が出席して、「最近の日中関係と中国の周辺情勢」などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。

(ニ) 第4回国際ワークショップ

日 時：2016年11月10日（木）13時～16時

場 所：East West Center（ホノルル）

概 要：当日は日本側より、伊藤主査、浅野、佐藤メンバーの3名に加えて、米国側より、チャールズ・サイモン元駐ラオス米国大使、デニー・ロイ East West Center 上席研究員、デイブ・グリーンバーグ米太平洋艦隊外交政策顧問、ヴァージニア・ワトソン・アジア太平洋安全保障センター教授の4名が出席して、(a) 米国トランプ政権の動向、(b) 南シナ海の現状および (c) フィリピン・ドゥテルテ政権の動向などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。

(4) 国際シンポジウム（一般公開）

(イ) 日・アジア太平洋対話「21世紀の国際秩序とアジアの海」

日 時：2016年7月12日（火）13時～16時50分

場 所：明治大学グローバルフロント「グローバル・ホール」

共 催：西シドニー大学、グローバル・フォーラム、明治大学国際政策研究所・国際総合研究所

概 要：日・アジア太平洋対話「21世紀の国際秩序とアジアの海」を実施した。日本側より、伊藤主査をはじめ、浅野、佐藤、庄司、鈴木、山田メンバーが参加したほか、海外側より、グエン・ティ・ラン・アン・ベトナム外交学院南シナ海研究所副所長（ベトナム）、由冀・澳門大学教授（中国）、ヒクマハント・ジュワナ・インドネシア大学教授（インドネシア）、デビッド・ウォルトン西シドニー大学准教授（豪州）、ファン・カン・ミン・ハノイ国家大学人文社会科学学院院长（ベトナム）、ヴァージニア・ワトソン・アジア太平洋安全保障センター教授（米国・フィリピン）などを含む総勢111名が参加した。また、当日は基調報告者として中谷元防衛大臣も駆けつけ、基調報告を行った。なお、シンポジウム当日は、南シナ海の島嶼の領有権を巡るハーグ常設仲裁裁判所の裁定が下りた日であり、議論は大きく盛り上がった。

(ロ) 「仲裁裁判所判決『後』をめぐって：アジアの海の今後」

日 時：2016年12月19日（月）13時半～17時

場 所：明治大学グローバルフロント「多目的室」

共 催：明治大学国際政策研究所・国際総合研究所

後 援：グローバル・フォーラム

概 要：「仲裁裁判所判決『後』をめぐって：アジアの海の今後」を実施した。日本側より、伊藤主査、徳地秀士・元防衛省防衛審議官、畠山京子・関西外国語大学准教授が参加したほか、海外側より、デビッド・ウォルトン西シドニー大学准教授、ヴァージニア・ワトソン・アジア太平洋安全保障研究センター教授、キム・ベン・ファー・エコー・ストラテジック・インサイト CEO、ファン・カン・ミン・ベトナム国家大学・ハノイ人文社会科学学院院长などを含む、総勢50名が参加し、上記（イ）の日・アジア太平洋対話のフォローアップとして、前回とほぼ同じ顔ぶれの有識者を東京に招き、「仲裁裁判所判決『後』をめぐって：アジアの海の今後」をテーマに、活発な意見交換を実施した。

(5) 『最終報告書』

上記（1）～（4）における議論の内容を踏まえ、『最終報告書』を作成した。

4. 事業の成果（公開部分のみで2ページ程度）

本事業は、アジア太平洋地域の海洋安全保障問題において、各種の危機発生を抑止ないしは管理するメカニズムのあり方を探り、以て、かかるメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示することを目的としている。その観点から2年目は、1年目の成果をさらに発展させ、アジア太平洋地域の主要国において、同地域の領土海洋問題がいかなる現状認識を持ち、それにいかに対応しているか、という問題について分析し、その上で、同地域の危機管理メカニズム構築の具体的指針について検討が重ねられた。具体的には以下のような成果が得られた。

（1）研究会合の開催

2年目は、計3回の研究会合を実施した。毎回、主査・メンバー間で、2～3時間にわたる密度の濃い意見交換を通じて、アジア太平洋地域の主要各国における領土海洋問題に関する現状認識について知見を共有するとともに、その共通点や相違点を明らかにし、さらにかかる問題が危機的状況へと発展することをいかに抑止し、また管理するかについて、その政策的可能性を検討した。

（2）海外調査の実施

本事業における海外調査は主として1年目に実施され、その対象国はインドネシア、シンガポール、ベトナム、中国、台湾、韓国、オーストラリア等、であった。しかるところ2年目には、アジア太平洋地域の国際安全保障上、一大戦略拠点にあたる米国・ホノルルを訪問し、現地の実務家や研究者等を対象とする聞き取り調査および意見交換を行った。当該テーマとして、未曾有の広範囲にわたる現地調査を実施したことによって、文献調査やネット情報等では得られないin-depthな各国事情を聴取することで、当該調査の実証性を高めることができ、本事業の深化につながった。

（3）国際ワークショップの開催

当該調査テーマに高い関連性を有する海外の有識者（実務家・研究者）の来日の機会を捉え、主査・メンバーおよび国内有識者との国際ワークショップを4回実施した。2016年07月12日に開催した国際ワークショップでは、豪州、フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国より、当該テーマに関する代表的な有識者を招聘し、「中国の南シナ海政策」などについて、意見交換し、南シナ海における中国の行動および領土海洋問題への望ましい政策的アプローチ等について意見交換を行い、問題認識の掘り下げを行った。なお、この日は、くしくも、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所（PCA）が、中国の主張する「九段線」の国際法的有効性をめぐる裁定（南シナ海問題に関する初の国際司法判断）を公表する日に当たり、その裁定の行方をめぐっても、活発な議論が展開された。2016年7月28日に開催した国際ワークショップでは、中国を代表するシンクタンクである中国社会科学院の幹部3名の来日の機会を捉えて、日本側より伊藤主査などを含む総勢7名が出席し、「最近の日中関係の現状」などについて、意見交換しかつ共通理解を深めた。2016年10月26日に開催したワークショップでは、やはり中国を代表するシンクタンクである上海社会科学院幹部の来日の機会を捉えて、日本側から出席した伊藤主査、山田メンバーを含む総勢8名が出席して、「最近の日中関係と中国の周辺情勢」を総合テーマとして、現在、日中間に横たわるナショナリズム、南シナ海問題・東シナ海問題等について、忌憚ない意見交換を行った。2016年11月10日には、米国・ホノルルにて、伊藤主査他2名のメンバー、現地の有識者4名との間で国際ワークショップを開催し、(a) 米国トランプ政権の動向、(b) 南シナ海の現状および(c) フィリピン・ドゥテルテ政権の動向などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。いずれのワークショップも、国際的次元における本事業の関心への高さと重要性を裏付けており、また情報収集の観点からも本事業のさらなる発展に大いに寄与するものであった。

（4）国際シンポジウムの開催

本事業の問題意識を広く一般と共有し、同時に外部の有識者等からの知的インプットを得ることを目的に、2016年7月12日に、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：21世紀の国際秩序とアジアの海」を明治大学国際政策研究所（MIIPS）、及び明治大学総合研究所（MIGA）と共催した。このシンポジウムでは、本研究会の主査、メンバーに加え、日本、豪州、フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国の研究者などから実務家・研究者がパネリストとして報

告を行い、アジアにおける大国と周辺国の認識、アジアの海洋安全保障における主要アクターなどについて活発な議論が進められた。当日は、内外から100名を超える人々が出席し、議論した。また、当日は特別ゲストとして、中谷元防衛大臣も駆けつけ、基調報告を行った。なおこの日は、くしくも、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所（PCA）が、中国の主張する「九段線」の国際法的有効性をめぐる裁定（南シナ海問題に関する初の国際司法判断）を公表する日に当たり、その裁定の行方をめぐっても、活発な議論が展開された。このシンポジウムで得られた知見は、その後、本事業を進めるうえで大いに活用された。

（５）『最終報告書』の作成

以上（１）～（４）の成果を踏まえ、領土海洋問題に関するメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示すべく、政策志向の論考を作成し、「最終報告書」として取りまとめた。この報告書は二部構成となっており、第一部に研究成果を、第二部に活動記録を収録している。そそのうち第一部には、主査による論考および政策提言を収録している。同論考については、国際法の観点からの議論や、PCAの判決に対する中国の対応への批判など、領土海洋問題に関する基本的な論点が、他のプロジェクトなどでも出尽くしてしまっている中、海洋安全保障の問題について、政治的意思をどう発揮させるかという問題を対象にすることに、その独自性がある。とくに、この問題に対する海洋法を通じたアプローチは、中国の行為の違法性を示すことに終始した懲罰的姿勢が目立つものの、それだけでは中国による「力による現状変更」を留めることができないことが指摘されているなど、より「生産的」な議論が展開されている。それ以外にも、きわめて多岐にわたる具体的な論点が提示されているところ、主要なものを以下に列挙する。

（a）法の支配の重要性の再確認

ASEAN諸国の境界線の管理を強化するためには、法執行能力を増強するために船舶を派遣し、その上で、PCA判決を含めたUNCLOSを徹底させるということが重要である。日本は南シナ海の係争国ではないが、ナビゲーターであり、公海を航行する権利がある。中国の領海をめぐる主張は国際法上妥当性を持たない以上、米国とともにASEANを支援し、中国を説得する。そういった構図を、あらゆるレベルで作らなければならない。また中国は「欧米から国際秩序を押し付けられた被害者」との意識を持っているふしがあるが、しかし、ASEANからすれば、中国の台頭によって自分たちが被害者となっているという、同じ論理が成立する。この論理の悪循環を脱するためには、現状の国際法秩序を受け入れることが、中国にとっても得であるということを伝えなければならない。

（b）エピステミック・コミュニティの創出とシンクタンクの役割

また、アテンティブ・パブリックが多い地域では、国際的なエピステミック・コミュニティが提示したアジェンダに大衆が反応し、政治家を動かすというシステムが見られる。そのような地域では紛争が起きにくい。また、地域のレジームを以て管理するというのは、19世紀的な国民国家である中国と、より進んでいるが弱いASEANとの間では難しい。そこでシンクタンクが果たす役割が大きい。領土問題を処理する方途を示すという点において、先行プロジェクトのシンクタンク・ネットワークの意義は大きい。ただし、グローバル化が進んだ社会の中では寄り戻しがある可能性にも備えるべきだ。

（c）日本の果たしうる役割

米国の姿勢が不確実ななか、特に有事において、日本が米国に依存せず何ができるかを考えておくことも必要である。ASEANに対する能力構築支援やアテンティブ・パブリックへの働きかけなど、日本が単独でできることとしては、PCA判決の戦略的活用、すなわち国際法の判例として、地理的な関心を引きつけるのが難しいEUや、国際法への関心が高いシンガポールとの協力などが考えられる。日本が、MOOTW（Military Operation Other than War）としてシーレーン防衛を行い、米国が行ったような海洋警備隊と海兵隊の共同による救助活動、津波対策、海賊対策の訓練や交流を強化することが考えられる。またASEAN諸国への船舶の無償提供など、ODAのスキームの改革なども必要だろう。

5. 事業成果の公表

本年度実施した事業の一環として以下（１）から（４）の対外発信を行ったところ、その具体的内容は以下のとおりである。

（１）ホームページへの掲載

（イ）当フォーラムのホームページ（<http://www.jfir.or.jp/j/>）の「研究センター便り」欄において、研究会の開催ごとにその概要を随時掲載。

（ロ）当フォーラムの姉妹団体グローバル・フォーラムのホームページ（<http://www.gfj.jp/j/>）の「トップページ」、「新着情報」欄および「メールマガジン」にて、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：21世紀の国際秩序とアジアの海」の開催案内などを大々的に掲載し、広く一般からの参加者を募った。

（ハ）上記（ロ）に関連して、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：21世紀の国際秩序とアジアの海」の報告書をホームページ（http://www.gfj.jp/j/dialogue/20160712_dr.pdf）にて公開した他、国内外の有識者、マスコミ関係者、官公庁等に広く無料頒布した。

（２）『日本国際フォーラム会報』への掲載

季刊紙『日本国際フォーラム会報』（3,000部発行）では、事業開始から毎号にて本事業の成果についての記事を掲載している。各記事の詳細については、それぞれ以下リンクを参照のこと。

- ・『日本国際フォーラム会報』（2016年夏季号）

<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/91.pdf>

- ・『日本国際フォーラム会報』（2016年秋季号）

<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/92.pdf>

- ・『日本国際フォーラム会報』（2017年冬季号）

<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/93.pdf>

- ・『日本国際フォーラム会報』（2017年春季号）

<http://www.jfir.or.jp/j/activities/enlightenment/bulletin/94.pdf>

（３）国際ワークショップ・国際シンポジウムの開催

非公開の国際ワークショップを計４回（2016年７月12日、７月28日、10月26日、11月10日）、一般公開による国際シンポジウムを２回（2016年７月12日、12月19日）、開催することで、外部有識者との交流も進める中で、「対外発信」も行った。詳細は、上記３．参照のこと。

（４）その他（動画）

国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：21世紀の国際秩序とアジアの海」の様子は、リアルタイムで動画撮影を行い、ホームページ（http://www.gfj.jp/j/recent_activities.htm）あるいは動画配信サイト（<https://www.youtube.com/watch?v=gKp2aeRX7as&feature=youtu.be>）にて公開した。

6. 事業総括者による評価（2ページ程度）

本事業「領土海洋問題と危機管理メカニズムの構築」は、中国が、その国力の強大化に伴い、近海における自国の管轄権を、口先の声明として主張するのみならず、実際に力によって現状を変更しようとしている現状に鑑み、日本としてどのような外交的対応が可能かを探るものである。もっとも、本プロジェクトは「中国の力」に対して日本も「力」を蓄えることが重要だ、といった単純なリアリズム的論理を提言しようとするものではない。むしろ、本事業の先行事業にあたる「アジア太平洋地域の新たなシンクタンク・ネットワーク形成」プロジェクト（2014－2015年度）での成果を受け継ぎつつ、この地域の領土海洋問題が「レッド・ライン」を超えて、熱戦化せず、むしろ問題を沈静化させ、あるいは先延ばしすることが可能であるかどうか、また日本がある種の対中牽制策を講じるにしても、いかにして、また誰とそれを実施するかといった課題について、日本が中国を含むアジア太平洋の各国との間で、官民両レベルにおいて成立しているコミュニケーション・ネットワークを活用しまたさらに発展させることによって、しかるべき対応策を考えようというのが本プロジェクトの目的である。この目的を達成するため、本事業2年目では、1年目と同様に、研究会合、海外調査、国際ワークショップ、国際シンポジウムの4つを柱とする研究活動を実施した。

研究会合については、2年度目には3回開催した。主査・メンバーが毎回2～3時間にわたる密度の濃い意見交換を通じて、（1）各国が武力を発動するレッド・ラインはどこか、（2）国際社会全体は、アジアの海洋秩序をどのように考えているか、（3）アジア太平洋諸国にとって領有権問題と航行の自由とは、どのように関連しているか、（4）中国の強大化によって海洋秩序はどのように変容していくのか、（5）国連海洋秩序そのものは、今後変容するのか、（6）欧州とアジア太平洋地域の間には海洋秩序をめぐる具体的な連動性、協力関係、対立関係は存在するのか、といった諸問題に関して知見を共有することができた。

海外調査については、主として1年目に実施され、その対象国はインドネシア、シンガポール、ベトナム、中国、台湾、韓国、オーストラリア等、当該調査テーマとして未曾有の広範囲にわたった。しかるところ2年目には、アジア太平洋地域の戦略的一大拠点にあたる米国・ホノルルを訪問し、現地の実務家や研究者等を対象とする聞き取り調査および意見交換を行った。その結果、文献調査やネット情報等では得られない in-depth な各国事情を聴取することで、当該調査の実証性を高めることができ、本事業の深化につながった。

さて、上記の研究会合および海外調査についてもさることながら、本事業2年度目の活動として特筆すべきは、実に多彩な顔触れ、テーマによって、複数の国際ワークショップあるいは国際シンポジウムを成功裏に開催できたことである。このことで、本事業の研究自体が十分に深められたと同時に、その成果を専門家のみならずひろく一般市民社会にも普及することができ、当該テーマに関する国内外の世論形成に少なからず寄与したといえる。

まず国際ワークショップであるが、2年目には4回開催することができた。上記研究会合が主査・メンバー間での討論に主眼が置かれていたのに対し、この国際ワークショップでは、さらに海外の有識者の知見を組み入れることによって、研究会の研究成果を国際的検証に耐えるものへと深化させることができた。2016年07月12日に開催した国際ワークショップでは、豪州、フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国より、当該テーマに関する代表的な有識者を招聘し、「中国の南シナ海政策」などについて、意見交換し、南シナ海における中国の行動、領土海洋問題への望ましい政策的アプローチ等について意見交換を行いつつ、当該調査テーマに関する問題認識の掘り下げを行った。なおこの日は、くしくも、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所（PCA）が、中国の主張する「九段線」の国際法的有効性をめぐる裁定（南シナ海問題に関する初の国際司法判断）を公表する日に当たり、その裁定の行方をめぐっても、活発な議論が展開された。2016年7月28日に開催した国際ワークショップでは、中国を代表するシンクタンクである、中国社会科学院の幹部3名の来日の機会を捉えて、日本側より伊藤主査などを含む総勢7名が出席して、「最近の日中関係の現状」などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。2016年10月26日に開催したワークショップでは、中国を代表するシンクタンクである上海社会科学院幹部の来日の機会を捉えて、日本側より参加した伊藤主査、山田メンバー等総勢8名が出席して、「最近の日中関係と中国の周辺情勢」をテーマとして、現在、日中間に横たわるナショナリズム

ム、南シナ海問題・東シナ海問題等について、忌憚ない意見交換を行った。2016年11月10日には、米国・ホノルルにて、伊藤主査他2名のメンバー、現地の有識者4名との間で国際ワークショップを開催し、(a) 米国トランプ政権の動向、(b) 南シナ海の現状および(c) フィリピン・ドゥテルテ政権の動向などについて、意見交換し、かつ共通理解を深めた。いずれのワークショップも、国際的次元における本事業の関心への高さと重要性を裏付けており、また情報収集の観点からも本事業のさらなる発展に大いに寄与するものであった。

次に国際シンポジウムであるが、本事業の問題意識を広く一般と共有し、同時に外部の有識者等からの知的インプットを得ることを目的に、2回開催することができた。2016年7月12日には、国際シンポジウム「日・アジア太平洋対話：21世紀の国際秩序とアジアの海」を明治大学国際政策研究所(MIIPS)、及び明治大学総合研究所(MIGA)と共催した。このシンポジウムでは、本研究会の主査、メンバーに加え、日本、豪州、フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国の研究者などから実務家・研究者がパネリストとして報告を行い、アジアにおける大国と周辺国の認識、アジアの海洋安全保障における主要アクターなどについて活発な議論が進められた。当日は、内外から100名を超える人々が出席し、議論した。また、当日は特別ゲストとして、中谷元防衛大臣(当時)が多忙なスケジュールを縫って駆けつけ、基調報告を行った。なおこの日は、くしくも、オランダ・ハーグの常設仲裁裁判所(PCA)が、中国の主張する「九段線」の国際法的有効性をめぐる裁定(南シナ海問題に関する初の国際司法判断)を公表する日に当たり、その裁定の行方をめぐっても、活発な議論が展開された。このシンポジウムで得られた知見は、その後、本事業を進めるうえで大いに活用された。

これらの活動を集約するかたちで、2年目の末には、領土海洋問題に関するメカニズム構築に向けての日本の外交的指針を提示すべく、政策志向の論考を作成し、「成果報告書」として取りまとめた。同論考においては、国際法の観点からの議論や、PCAの判決に対する中国の対応への批判など、領土海洋問題に関する基本的な論点は、他のプロジェクトなどでも出尽くしてしまっている中、海洋安全保障の問題について、政治的意思をどう発揮させるかという問題を対象にすることに、その独自性がある。とくに、この問題に対する海洋法を通じたアプローチについては、中国の行為の違法性を示すことに終始した懲罰的姿勢が目立つものの、それだけでは中国による「力による現状変更」を留めることができないことが指摘されているなど、より「生産的」な議論が展開されており、このテーマに関する研究としては、先駆的な意義を持つといえる。

本事業の目的をかみ砕いていえば、アジア太平洋の海域を「開かれて自由で平和な海」とするにはどうすればよいのか、その方策を考えることである。言い換えれば、この地域の海を公共財として位置づけるにはどうすればいいか、その方策を探るに等しい。ただし、実際に海洋を公共財として位置づけることは、理論的にも実務的にもきわめて困難である。というのも、公共財を国際社会の誰が供与し、いかにその有効的な運営のメカニズムをつくるかが国際社会においても自明とはなっていないからである。この点に、関係各国の政治的意思をどう働かせるかという問題が絡んでくる。その際、アクターはいくつかのカテゴリーに分類されるが、第1段階として、積極的な海洋進出を敢行する中国の見解、第2段階として、その行動に直接かかわるベトナムやフィリピン、そして最近ではインドネシアとマレーシア、第3段階として、領土問題には関わらないものの、南シナ海をかなりの頻度で使用する豪州や日本、そして第4段階として、地理的に離れているが航行の自由を世界規模で定着させるために、それなりの役割を引き受けている米国である。他方、米国でのトランプ政権の誕生に伴い、東アジアの領土海洋問題は、いっそう複雑な方程式となった。米国が内向きとなり、中国が自国の対外行動にますます自信を深めつつあるという、東アジアの新たなパワーバランスの下、この地域の領土海洋問題については、問題そのものの最終的な「解決」もさることながら、紛争の熱戦化の防止、あるいは中国の「力による現状変更」のさらなる進行の抑止など、現状の「管理」が重視されざるを得ない側面がある。その点、たとえばASEANには、伝統的に「ASEANの知恵」とも呼ばれる、独自の危機管理のメカニズムが成立している。この「知恵」を日中を含めた東アジア地域全体に対して活用する可能性に注目すべきである。上記論考および政策提言では、このようなあらたな視点を交えた独自性ある見解と提言に至った本事業は、その当初の目標を超える成果を生むことができたと自負している。